

### 軽減税率を導入した場合の消費税の負担額

単位：万円

★増税スケジュール 2014年4月1日～8% 2015年10月1日～10%	標準税率	年間収入階級				
		252万円未満	252万～371万円	371万～508万円	508万～731万円	731万円以上
2011年度	5%	7.3	10.8	13.0	15.1	21.0
2014年度 2014年4月～2015年3月	8%	11.2	16.7	20.1	23.3	32.4
軽減税率導入後		10.0	14.8	18.0	21.0	29.5
軽減額		1.2	1.9	2.1	2.3	2.9
2015年度 2015年4月～2016年3月	8%→10%	12.5	18.6	22.5	26	36.2
軽減税率導入後		10.9	16.2	19.6	22.9	32.3
軽減額		1.6	2.4	2.9	3.1	3.9
2016年度 2016年4月～2017年3月	10%	13.9	20.6	24.8	28.8	40.1
軽減税率導入後		11.8	17.6	21.3	24.9	35.2
軽減額		2.1	3.0	3.5	3.9	4.9

出所：消費税増税に伴う低所得者対策のあり方「図表3」（みずほ総合研究所）／数値は年間の消費税負担額／年間収入階級は、いずれも2011年時点／軽減税率は食糧（外食含む）の消費税率を5%で据え置きと想定／総務省「家計調査」などにより、みずほ総合研究所作成

消費税率が高くなるほど、高所得層のほうが、軽減額が大きいたことがわかります。軽減税率の導入は、逆進性の緩和効果が低い半面、財政負担が大きい点が指摘されています

者などに1万円が、消費税引き上げ時には65歳以上の高齢低所得者などに1万円が給付された事例があります。

次の軽減税率は、生活に欠かせない食料品などの税率を8%や10%よりも低くすることで、生活費の割合が高い低所得者への負担を軽減しようという政策です。たとえば食料品だけは現状と同じ5%にすれば、低所得者を中心に負担を限定できます。

ただし、この場合にも問題点があります。まず、消費税の税収が想定よりも減ってしまうおそれがあります。社会保障などの財源にするために消費税率が引き上げられるわけですが、その役割が果たせなくなる可能性も否定できません。また、食料品は高所得者でも当然購入します。従って軽減税率の場合、高所得者にも恩恵が及ぶことになり、逆進性の緩和度合いは低くなるかとみられています。ただ、すべての階層の負担を和らげることになるので、世論の支持は得やすいと見込めます。

**伊藤 亮太**  
(いとう・りょうた)  
スクイヤー・副社長  
CFP®、DCアドバイザー  
証券外務員資格など

証券会社勤務後、2007年11月に独立系FP会社スクイヤー・ジャパンを設立。ライフプランニングの提案、保険の見直し、証券取引所などでの資産運用に関する講演など多方面で活躍。東洋大学経営学部非常勤講師

FP伊藤亮太のサイト <http://www.ryota-ito.jp>  
スクイヤー・ジャパン <http://www.skirr-jp.com>

Illustration つばいひろき



## 増税だけでは困ります 消費税の低所得者対策の行方

### 消費税の逆進性が問題に

2012年8月10日、消費税増税に関連する法案が成立しました。が、実は消費税の制度設計自体はこれから決まることになりません。単純に消費税率を引き上げるだけでは、国民負担は増すばかり。そのため消費税率引き上げに伴う、家計への負担軽減、とくに低所得者層への負担が増大しないような対応が、今後の大きな焦点とされています。

ご存じの通り、消費税は現状5%の定率課税です。つまり、モノを購入する時に、購入金額にかかわらず、また購入者の所得にかかわらず、一律で購入金額に対し5%の税金がかかるしくみになっています。

この消費税率が仮に10%になれば、今までの倍の消費税を支払う必要がでてくるわけです。私たちが、最もこの影響を受けるのは、食費など生活費であるといえます。当然のことながら、誰もが生活するために、ある程度の食費が必要



### 3つの対策の違いは？

要になります。また低所得者ほど生活費が所得に占める割合は高く、高所得者ほど低くなるのが一般的です。つまり、低所得者ほど消費税増税に伴う影響度合いは大きく、負担が増えてしまう逆進性が懸念されるわけです。

そのため、逆進性の問題を緩和する方法として、「簡素な給付措置」、「軽減税率」、「給付付き税額控除」といった方法が現在、議論されています。

これら3つの対策とは、一体何なのでしょうか。まず簡素な給付措置とは、単純に低所得者に現金を支給するもので、消費税率引き上げ時に、支給することが検討されています。ただし、支給額（1回のみ）や対象者が限定されることもあり、単なるばらまきに過ぎないといった批判もあります。過去の消費税導入時には、70歳以上の高齢低所得